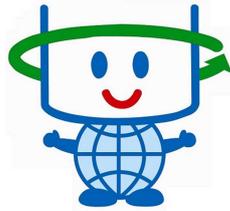


# 令和7年度 廿日市市 住宅用太陽光発電設備等 導入促進補助金の手引き

ご不明点については、お問い合わせ前に  
本手引きの内容とQ&Aをご確認ください。



【申請・問合せ先】

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市生活環境部ゼロカーボン推進課

電話：(0829) 30-9224 FAX：(0829) 31-0133

申請書等の様式は、廿日市市のホームページからダウンロードできます。

## ・補助金の申請をされる皆様へ・

補助金の適正な執行のため、「廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金交付要綱」や本手引きをよく確認し、十分にご理解いただいた上で、補助金受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- 契約前に補助申請を行う必要があります。ご注意ください。契約後・着工後の申請は認められません。
- 交付決定後は速やかに契約・着工し、令和8年1月30日（金）までに実績報告書を提出してください。
- 本補助金の申請は窓口でのみ受け付けており、書類に不備等がある場合は受付ができませんので、よく確認の上、ご持参ください。
- 本補助金は市内の自ら居住する、または、居住予定の居住専用住宅に太陽光発電設備等を設置する事業が対象です。店舗兼住宅、事務所兼住宅等は原則対象外ですので、事業所用の補助金をご検討ください。
- 蓄電池単独への補助はありません。
- 本補助金は固定価格買取制度（FIT）との併用はできません。
- 本補助金で設置した設備で発電した電気の30%以上を自家消費することが交付の要件となっています。自家消費率が30%未満だった場合、補助金の返還が必要になることがありますのでご注意ください。
- 補助金の交付を受けた方は、本補助金を受けて設置した補助対象設備を適正に管理してください。
- 補助事業に係る事業記録と経理を明らかにする書類は、証拠書類（申請書類等）とともに、補助事業の完了の日から起算して補助設備の耐用年数の期間を経過した日の属する会計年度の末日まで保管してください。
- 法定耐用年数を経過するまでは、補助金で設置した設備を処分することはできません。やむを得ず処分する場合は、事前に市長の承認が必要です。その場合、補助金の返納が必要になることがあります。

## 1 目的

本市における2050年カーボンニュートラルの実現を目的とし、自ら居住する住宅に太陽光発電設備等を設置する個人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 受付期間

次の期間内に先着順で受け付け、予算額に達した時点で受付を終了します。

受付期間：令和7年6月13日（金）～令和7年11月28日（金）

受付時間：午前9時～午後5時

※ 受付期間内であっても、予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

※ 同日の申請は、受付時刻に関わらず同着として扱います。

※ 予算上限に達した日の申請受付は、抽選により優先順位を決定します。

## 3 受付場所

必要書類を、受付時間内に廿日市市役所ゼロカーボン推進課（廿日市市役所1階）に持参してください。

※書類に不備がある場合は、受理できませんので、チェックシートを活用し、漏れの無いよう提出してください。

## 4 補助対象者

補助金の交付対象者となるのは、市内に住所を有する（または市内への転入を予定する）個人であって、自ら居住する住宅（または居住を予定する住宅）に、補助対象設備を新たに設置する個人です。申請者と住宅所有者が異なる場合は、所有者の承諾が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。

- (1) 市税（延滞金含む）の滞納がある者
- (2) 国等による他の補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（同一世帯員を含む。）
- (3) 同一年度において、本補助金の交付決定を既に受けている者
- (4) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
- (5) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

※住宅とは戸建ての居住専用住宅を指し、店舗兼住宅、事務所兼住宅等は原則、対象外です。（事業所用の補助金をご検討ください。）

※居住予定の住宅に設置する場合、実績報告時点で設置した住所に居住し、住民票の異動が完了していることが必須要件となります。

## 5 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（補助事業）は、市内の自ら居住する（予定を含む）戸建ての居住専用住宅に、次に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等を設置する事業です。

- （１） エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があり、費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値）が 25 万円 /t-CO2 を超えないこと。
- （２） 各種法令等に遵守した設備であること。
- （３） 商用化され、導入実績がある設備であること。
- （４） PPA モデル・リースによる導入設備でないこと。
- （５） 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

補助対象設備の要件は、次に掲げるとおりです。設置予定の設備が次の要件を満たすことを販売（施工）業者やメーカー等にも確認した上で、申請してください。

補助対象設備	補助対象設備の要件
太陽光発電設備 （自家消費型）	<ol style="list-style-type: none"> <li>（１） 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及びその他付属機器で構成する設備であること。</li> <li>（２） 個人の住宅の屋根等に設置するものであること。 ただし、ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備は、補助の対象としない。</li> <li>（３） 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下切捨て）が 1 kW以上 10 kW未満の設備であること。</li> <li>（４） 既存設備増設の場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記（３）を満たしていること。また、モジュール増設の場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設していること。</li> <li>（５） 未使用品であり、メーカーの保守サポートを受けられること。</li> <li>（６） 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上とすること。</li> <li>（７） 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1 時間ごと</li> </ol>

の再生エネルギー発電の実績と需要量の実績を把握・管理し、再生エネルギー供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしているを見なすものとする。

(8) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再生エネルギー特措法」という。）に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しない設備であること。

(9) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること。

(10) 再生エネルギー特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。

特に、次のア～ケをすべて遵守していることを確認すること。

ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

オ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

カ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

キ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

	<p>ク 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>ケ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）</p>	<p>(1) 壁又は床に固定するシステムであること。</p> <p>(2) 補助対象事業により導入する太陽光発電設備（自家消費型）の付帯設備であること。</p> <p>(3) 1 kWhあたりの価格が12万5千円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）以下の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>(4) 原則として太陽光発電設備（自家消費型）により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。</p> <p>(5) 未使用品であり、メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>(6) 家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未滿）で、次のア～カの全てを満たすこと。</p> <p>ア 蓄電池パッケージ</p> <p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>イ 性能表示基準</p> <p>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <p>（ア）初期実効容量</p> <p>製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法について</p>

は、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

(イ) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(ウ) 出力可能時間の例示

a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(エ) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(オ) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

	<p>ウ 蓄電池部安全基準 JIS C8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。</p> <p>エ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用したシステムのみ） （ア）JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C4412-1 若しくは JIS C4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p> <p>オ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） 蓄電容量 10kWh未滿の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。</p> <p>カ 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未滿の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	---

補助対象設備によっては、低周波音を含む騒音や振動が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があります。補助対象設備を設置する際には、事前に販売業者や設置業者とよく相談した上で、周辺への影響を未然に防止するよう十分な配慮をお願いします。

## 6 補助対象経費

補助金の補助対象経費となるのは、次に掲げる経費です。消費税額、地方消費税額及び振込手数料は、補助対象経費にはなりません。

補助対象設備	補助対象経費
太陽光発電設備 (自家消費型)	(1) 設備購入費 (太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等) (2) 設置工事費 (電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。)
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	(1) 設備購入費 (蓄電池本体、電力変換装置等) (2) 設置工事費 (電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。)

## 7 補助金の額

補助金の額は、次の表の掲げる補助金の額又は上限額のうち、低い方の金額です。1,000円未満の端数は切り捨てます。対象設備が割引を受けている場合は、割引後の価格を経費として算出します。

補助対象設備	補助率	補助上限額
太陽光発電設備 (自家消費型) <b>※kWは小数点以下切捨て</b>	補助対象経費の 10/10	70,000円/kW
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池) <b>※kWhは小数点第2位以下切捨て</b>	補助対象経費の 1/3	50,000円/kWh

- ※ 定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池) は、太陽光発電 (自家消費型) とセットで申請することができます。 **蓄電池単独への補助はありません。**
- ※ 太陽光発電の補助上限額は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格容量の合計値のいずれか低い値 (小数点以下切捨て) に70,000円を乗じて計算します。
- ※ 定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池) は、1 kWhあたりの価格が12万5千円 (工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。) 以下となるよう努めてください。やむを得ず12万5千円を超える場合は、「蓄電システム価格に関する誓約書」を提出してください。

## 補助金額の計算例

### 【例 A：太陽光発電設備】

- ① 太陽電池モジュールの公称最大出力 7.5 kW
- ② パワーコンディショナーの定格出力 6.5 kW
- ③ 補助対象経費 1,500,000 円

【補助上限額】 出力：①と②の低い方=6.5 kW  
⇒6 kW(小数点以下切捨)×70,000円=420,000円

【補助率】 ③×10/10=1,500,000円

補助金額は、【補助上限額】と【補助率】の低い方=420,000円

### 【例 B：太陽光発電設備+蓄電池】

- ①～③ 例 A と同様
- ④ 蓄電容量 6.8 kWh
- ⑤ 補助対象経費 1,000,000 円

#### ○太陽光発電設備

例 A と同様の計算で、補助金額は420,000円

#### ○蓄電池

【1 kW あたり金額】 ⑤1,000,000 円÷④6.8 kWh=147,058 円

⇒12万5千円を超過するため、「蓄電システム価格に関する誓約書」の提出が必要

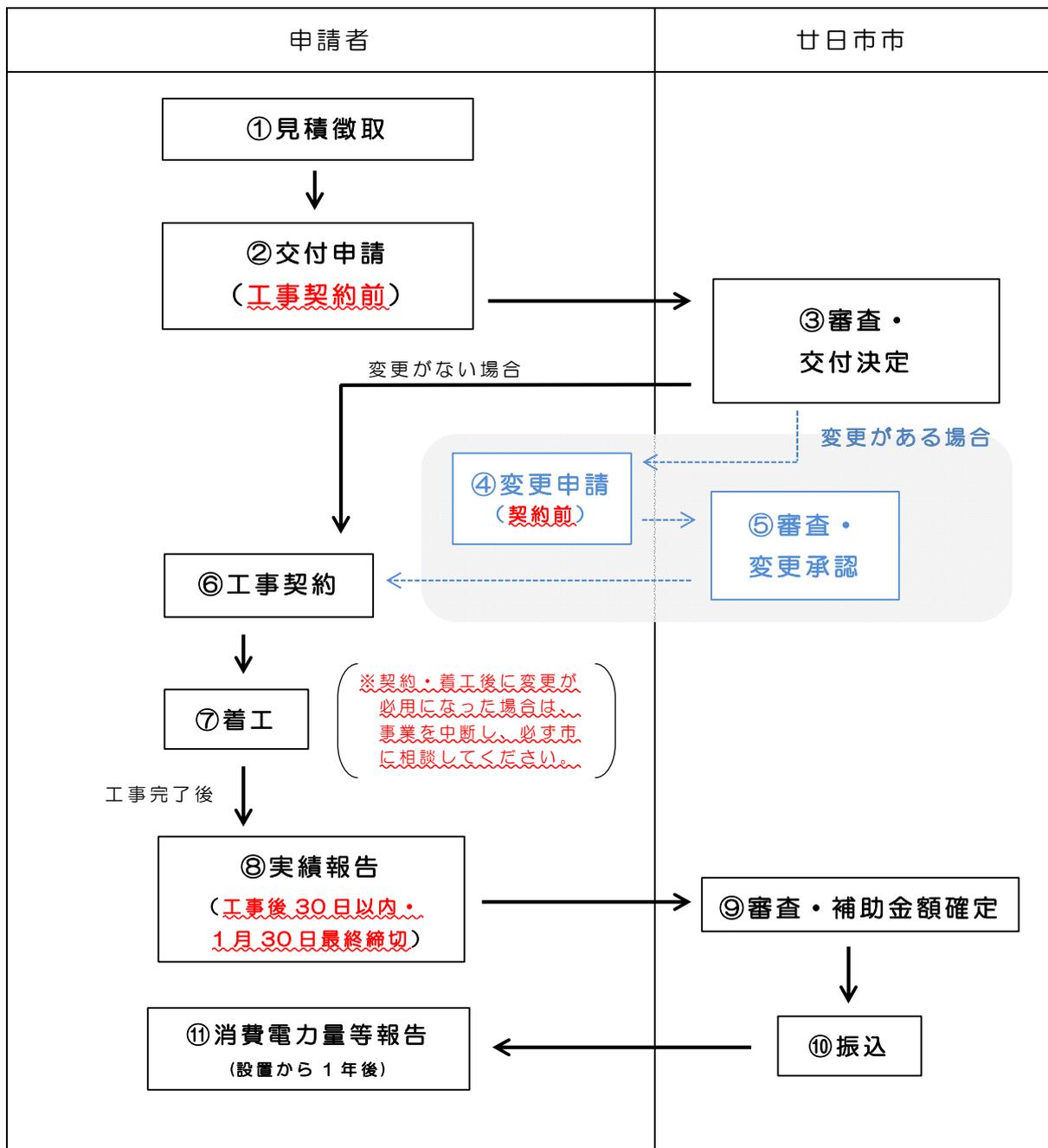
【補助上限額】 ④6.8 kWh×50,000円=340,000円

【補助率】 ⑤×1/3=333,333…円⇒333,000円(千円未満切捨)

蓄電池の補助金額は、【補助上限額】と【補助率】の低い方=333,000円

太陽光+蓄電池の補助金額は、420,000+333,000=753,000円

## 8 申請の流れ



## 9 書類記入上の注意

- 提出された申請書類等に不備・不足のある場合は、申請を受理できないことや、補助金の支払いができない場合がありますので、申請者の責任において必要書類をそろえてください。
- 申請書類は、パソコン入力または黒色のボールペンで丁寧に記入してください。消えるボールペンや鉛筆の使用は不可です。
- 申請書類は申請者本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 申請書類に押印する印鑑は、全て同一のものを使用してください。
- 申請書類の訂正には、修正テープ又は修正液は使用できません。二重線で訂正

してください。

- 申請関係書類は返却しません。必ず、事前にコピーを取り保管をしてください。
- 補助事業に係る収入、支出についての証拠書類（申請書類等）は、補助事業の完了の日から起算して補助設備の法定耐用年数の期間を経過した日の属する会計年度の末日まで保管してください。

## 10 申請から交付までの必要書類等

### （1）補助金の交付申請

工事契約の概ね1か月前までに、次の書類を提出してください。交付申請をする前に工事契約した場合は、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

#### 【見積書・契約書・領収書に関する注意点】

- ☆ 交付申請から実績報告まで、見積書の宛名・契約書の契約者・領収書の宛名はすべて、申請者本人の氏名と一致していなければいけません。そのため、名字だけでなく必ずフルネームで記載するよう、書類を作成する販売（施工）業者に依頼してください。
- ☆ 割引がある場合、どの経費から何円割り引かれるのかが分かるよう明記してもらってください。

#### 【交付申請時の提出書類】

- （★） 交付申請時チェックシート
- （ア） 廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金交付申請書（様式第1号）
- （イ） 誓約書兼同意書（様式第2号）
- （ウ） 蓄電システム価格に関する誓約書（蓄電池価格が12万5千円/kWh（工事費込み・税抜）を超える場合）
- （エ） 見積書の写し及びその内訳書
  - ※申請時に有効期限内であること。
  - ※記載されている機器の型番等が、申請書・仕様書と一致していること。
  - ※経済性の観点から、可能な限り複数者から見積を取り、その中で最低価格を提示した業者を選定してください。
- （オ） カタログ又は仕様書の写し
  - ※補助対象設備の型番、出力、容量などが確認できること。
  - ※該当する箇所にマーカーで色付けしてください。
- （カ） 蓄電池仕様確認チェックシート（蓄電池を設置する場合）

- (キ) 補助対象設備設置予定図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）
- (ク) 直近 1 年間の使用電力量が分かる書類  
※ 1 年間分をまとめた一覧表など。
- (ケ) 補助対象設備設置前の現況カラー写真  
※ 次に掲げるカラー写真を提出してください。写真は画質が鮮明なものとし、A 4 用紙に印刷してください。

- 補助対象設備の設置予定箇所の写真
- 補助対象設備の設置を予定する住宅もしくは土地などの全景写真

- (コ) 補助対象設備を設置する住宅の周辺地図
- (サ) 市税（延滞金を含む。）の滞納がない証明書（設置する住居が建築中の場合は、実績報告時に提出）  
※ 交付申請書を提出する以前 3 か月以内に交付された原本を提出してください。
- (シ) 申請者の世帯全員の住民票の写し（設置する住居が建築中の場合は、本人確認書類の写し）  
※ 設置を予定する場所と住所が一致していなければいけません。  
※ 交付申請書を提出する以前 3 か月以内に交付された原本を提出してください。  
※ **個人番号（マイナンバー）が入っていないもの**を取得してください。

【新築中などで設置する住所と現住所が異なる場合】

申請時には、住民票の代わりに、氏名・現住所を確認できる**本人確認書類（免許証など）の写しを提出してください。**※ **マイナンバーの記載のないもの**

実績報告時には、設置場所を住所とする住民票の写しの提出が必要ですので、それまでに転入・転居を済ませ住民票を異動してください。

- (ス) 口座振替依頼書（市に口座登録がない方）  
※ 指定する金融機関口座は、原則、申請者本人名義のものに限ります。
- (セ) 承諾書  
※ 建物の所有者と申請者が異なる場合または共有名義の場合に提出してください。
- (ソ) 委任状（補助金の申請を代理人に依頼する場合）
- (タ) その他市長が必要と認める書類

## （２）補助金の交付決定

市では、書類審査（必要に応じて現地確認）を行い、補助金の交付を決定したときは、その旨を廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金交付決定通知書（別記様式第 3 号）により通知します。

また、補助金を交付しない決定をしたときは、その旨を廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金不交付決定通知書（別記様式第 4 号）により通知します。

### **(3) 補助事業の実施**

工事の契約は、交付決定通知書に記載のある交付決定日以降に行ってください。設置工事に当たっては、交付要件を確認の上、各種法令を遵守し行うよう、業者に指示をしてください。

また、実績報告の期日までに事業の完了を確認できない場合、補助金をお支払いできません。補助事業を確実に完了させるため、令和7年12月31日までに工事を完了してください。工事の完了が遅れる可能性がある場合は、早めに市に相談してください。

#### **【周辺環境への配慮のお願い】**

補助対象設備によっては、低周波音を含む騒音や振動が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があります。補助対象設備を設置する際には、事前に販売業者や設置業者とよく相談した上で、周辺への影響を未然に防止するよう十分な配慮をお願いします。

### **(4) 補助事業の変更・中止**

補助金の交付決定後、導入設備や経費等の変更を行う場合は、**必ず契約前に市に相談してください。**変更承認申請書の提出が必要となる場合があります。特別な事由により補助事業の実施が困難となった場合は、市へ相談の上、事業の中止を申請してください。

※当初の交付決定額を超えて補助金を交付することは原則できませんのでご注意ください。

※契約後の変更申請は、原則認められません。契約後に変更が必要になった場合は、事業を中断し、必ず市に相談してください。

※交付決定後は速やかに契約・着工し、期限に余裕を持った事業完了に務めてください。やむを得ず事業を中止する場合は、速やかに中止承認申請書を提出してください。

### **(5) 補助事業の実績報告**

補助事業が完了した日の翌日から30日を経過した日又は**令和8年1月30日(金)**のいずれか早い日までに、必ず次の書類を提出してください。**※締切厳守**

#### **(★) 実績報告時チェックシート**

(ア) 廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金実績報告書（別記様式第7号）

(イ) 契約書などの写し（契約年月日、注文者/契約者名、請負/販売者、金額、契約内容が記載されているもの）

(ウ) 領収書等の写し（領収年月日、債権者名、支払者名、金額、支払内容が記載されているもの）

※領収書には補助事業と関係の無いものを含まないように発行してもらっ

てください。難しい場合は、領収書に補助対象事業分の金額を明記してもらってください。

- (エ) 明細書等の写し（補助対象設備の購入費及び工事費の内訳が確認できるもの）
- (オ) 補助対象設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）
- (カ) 保証書等の写し  
※販売店ではなく、メーカーが発行したもの
- (キ) 補助対象設備設置後の現況カラー写真  
※次に掲げるカラー写真を提出してください。写真は画質が鮮明なものとし、A4用紙に印刷してください。

- 補助対象設備の全景写真
- 補助対象設備の製造業者名及び型式番号が確認できる写真
- 補助対象設備を設置した箇所の写真
- 補助対象設備を設置した住宅の全景写真

※比較しやすいよう、交付申請時の写真と角度をそろえて撮影してください。

※太陽光パネルは設置枚数が数えられるように、蓄電池・パワコンは設置場所が分かるように機器周辺も含めて撮影してください。

※型式番号は設置完了後だと写真が撮りにくくなることがありますので、設置完了前に忘れないよう撮影しておいてください。

※太陽光パネルについては、箱のシールの写真（枚数分）や出力対比表など、型番・枚数・設置場所または申請者氏名等が確認できるものでも可とします。

- (ク) 売電契約書の写し（余剰電力を売電する場合）  
※F I T売電の契約でないことを確認できるもの。
- (ケ) 市税（延滞金を含む。）の滞納がない証明書（交付申請時に提出していない人のみ）  
※発行から3か月以内に交付された原本を提出してください。
- (コ) 申請者の世帯全員の住民票の写し（交付申請時に提出していない人のみ）  
※発行から3か月以内に交付された原本を提出してください。  
※個人番号（マイナンバー）が入っていないものを取得してください。
- (サ) 口座振替依頼書（交付申請時と住所や口座が変更になった人のみ）  
指定する金融機関口座は、原則、申請者本人名義のものに限ります。
- (シ) その他市長が必要と認める書類

## 〔6〕補助金額の確定

市では、書類審査及び現地確認（必要な場合は事前に連絡します。）を行い、補助金額を確定して廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金額確定通知書（別記様式第8号）により通知します。

必要書類の提出がないなど、補助事業の内容を確認できない場合は、補助金額の

確定等が行えず補助金の支払いができませんので、必ず期限までに実績報告をお願いします。

### **（7）補助金の支払い**

（6）の補助金額の確定通知日から30日以内に、補助金交付申請時に提出された口座振替依頼書に記載の口座に振り込みます。

## **1 1 補助金の交付を受けた後の注意点**

### **（1）自家消費率の報告**

自家消費率の実績確認のため、補助金の交付を受けた方は、補助対象設備を設置した翌月から1年間の電気使用量等について報告が必要です。額確定通知書に同封してお送りする報告書様式に根拠資料（モニターの写真、電力会社からの通知はがきの写し等）を添えて提出してください。

また、1年間分の報告の後でも、法定耐用年数を経過するまでの間は、必要に応じて市が自家消費率の報告を求める場合があります。

※ 本補助金は、自家消費率30%以上が交付の要件となっています。30%を下回った場合には、補助金の返還が必要になる可能性も有りますので、過大な容量の設置とらないようご注意ください。

### **（2）補助金で取得した財産等の管理**

補助金の交付を受け取得した設備は、法定耐用年数を経過するまで適正に管理してください。また、市長の承認なく、処分（補助金の目的に反する使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること）はできません。やむを得ず処分する場合は、廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金補助対象財産処分承認申請書（別記様式第11号）を市長に提出し、事前に承認を得た上で、処分してください。ただし、その場合、補助金の返納が必要になることがあります。

補助対象設備	処分制限期間
太陽光発電設備（自家消費型）	17年
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	6年

※補助事業に係る事業記録と経理を明らかにする書類は、証拠書類（申請書類等）とともに、補助事業の完了の日から起算して補助設備の耐用年数の期間を経過した日の属する会計年度の末日まで保管してください。

※廿日市市補助金交付規則第23条の規定により、市が必要に応じて設備の状況調査を行う場合があります。